

第5章 計画推進のための方策

八戸市地域福祉計画は、その基本理念である

「市民一人ひとりが心豊かで、互いに尊重される、
福祉文化の高いまち」

「ふれあい、支えあい、育てあいにより、
共に生きる地域社会」

の実現に向け、地域福祉推進のための施策、事業を設定し、地域住民、事業者、行政が協働して取り組んでいくものです。

そこで、地域福祉計画を総合的かつ計画的に推進し、様々な地域の生活課題に対応していくため、次のとおり計画推進体制を整備します。



1 計画の公表

地域福祉の推進には、住民や事業者と行政との協働が前提であることから、より多くの住民に計画を周知することが必要となります。

よって、市のホームページや広報紙への掲載など、あらゆる機会を通じての公表に努めます。

2 計画推進のための体制

(1) 計画推進にあたっての事業手法の確認

地域福祉計画に掲げる施策、事業の推進にあたっては、地域住民の視線に立って、より効果的、効率的な事業手法を検討する必要があります。

そのため、地域住民と密接なつながりを持ちながら、その中心的役割を担う社会福祉協議会や民生委員児童委員等との連携を図り、地域課題の把握と対策を確認しながら事業を進めます。

特に、社会福祉協議会で策定した地域福祉活動計画とは整合を図りながら、計画を推進していきます。

(2) 計画推進の効果の確認

地域福祉計画を実効性のあるものとして推進していくために、庁内関係部局と連携しながら執行状況や推進上の問題点を的確に把握しつつ、八戸市健康福祉審議会社会福祉部会で、計画の進行管理、評価を行っていきます。



3 地域住民、事業者、行政の協働とそれぞれの役割分担

地域福祉の推進には、地域住民、事業者、行政が互いに連携し、それぞれの役割を果たしながら一体となって取り組んでいくことが必要です。

地域福祉計画は行政の施策、事業を中心に構成されていますが、以下に地域住民、事業者、行政それぞれの役割を明示し、努力目標として位置付けます。

(1) 地域住民の役割

- ・ 行政や地域福祉を推進する団体(町内会、社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会等)への参加、協力、連携
- ・ 福祉ボランティアなどへの参加
- ・ 地域住民同士の日常的な交流
- ・ 地域における課題の把握
- ・ 見守り、声かけなどの自主的な福祉活動
- ・ 災害時等のための事前準備
- ・ 地域福祉を担う人材の発掘 など

(2) 事業者の役割

- ・ 行政、地域との連携、交流
- ・ ボランティア休暇制度の導入やボランティア活動への支援・奨励 など

上記のほか、福祉関係事業者には次の役割もあります。

- ・ 福祉ボランティアなどの受入れ
- ・ サービスの質の向上
- ・ 苦情解決制度の整備
- ・ 相談機能の充実
- ・ 福祉サービス利用者の権利擁護の推進
- ・ 災害時等における要援護者の受け入れ
- ・ 福祉サービスに従事する人材の育成
- ・ 新たな事業の開発、事業への参入 など

(3) 行政の役割

- ・ 地域福祉を推進する団体(町内会、社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会など)への支援
- ・ 地域住民、福祉サービス事業者との連携、協働
- ・ 福祉ボランティアなどへの活動支援
- ・ ユニバーサルデザイン、バリアフリーの推進
- ・ 福祉教育の推進
- ・ 福祉に関する総合相談体制の整備
- ・ 福祉情報の提供体制の整備
- ・ 保健、福祉、医療等の連携の推進
- ・ 人権尊重、権利擁護事業の推進
- ・ 地域福祉を担う人材及び福祉サービスに従事する人材の育成
- ・ 災害時等における要援護者への支援
- ・ 事業者へのボランティア活動に関する啓発 など

